

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	こども家庭部 保育・幼稚園課
------	----------------

実施事案名	松山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(案)
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)が改正され、令和8年度から新たな給付として乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が実施されます。 乳児等通園支援事業者は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められます。 この運営に関する基準を満たしていることの確認は、市町村が、国が定める基準に従い、又は参酌して定める基準により行うこととされており、令和7年10月に国の基準案が示されたことから、令和7年度中の確認手続き開始に向けて、本市の基準を条例で定めるものです。
策定根拠となる法令等	子ども・子育て支援法第54条の3で準用する第46条第3項 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年11月公布予定)
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の公表予定日	令和7年11月27日（木）
------------	---------------